



川監委第5013号

令和7年6月30日

川越市長 森田初恵様

川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文

同 石川隆二

同 山木綾子

同 中原秀文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第 1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第 2 監査の対象

こども未来部

名細保育園、高階保育園、新宿町保育園、高階第二保育園、神明町保育園、
高階第三保育園、古谷第二保育園

第 3 監査の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで

第 4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の状況 ②屋外設備の管理状況

2 安全対策について

着眼点 ①園児・来所者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況
③救急用薬品等の常備状況

3 物品の管理について

・備品出納簿より 3 件を抽出した。
着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況
③現金の保管・納入・管理状況

5 給食の安全・衛生管理等について

着眼点 ①給食施設等の安全・衛生管理状況
②給食材料の納入状況

6 情報の管理について

着眼点 ①管理状況

第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、桐野忠、高橋剛

第6 監査の結果

監査の対象となった各施設における施設管理等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽微なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

今回の監査対象となった保育園において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。緊急を要するものから今後計画的に修繕することとし、修繕が完了するまでの間も含め、安全・安心な環境の確保に努めるよう要望する。

また、神明町保育園等において、現在は使用されていない金属製の重油貯蔵設備が、園庭に設置されたままとなっていた。園児の安全確保や事故の未然防止の観点から、撤去等の適切な措置に関し検討されるよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

4 現金等の管理について

(要 望)

今回の監査対象となった保育園において、準公金の支出に係る領収書等の証拠書類が適切に保管されていなかった。

準公金については、公金と同様に適正な管理を行うとともに、その収支に係る説明責任を果たす上で必要な記録等を備えておくべきものであることから、領収書等の証拠書類の取扱いについて、業務の実状を踏まえ検討を行い、各保育園へ周知徹底を図られたい。

5 給食の安全・衛生管理等について

(要 望)

高階保育園において、調理作業標準表が令和5年度に改訂された事実を職員が認識しておらず、また、調理室に備え付けられている調理作業標準表が最新版で

はなかった。

給食の安全・安心を確保するための基本である調理作業標準表については、改訂状況を常に注視し、最新の内容を把握するよう努めるとともに、調理室等に最新版を常備する等により必要の都度速やかに参照することが可能となる環境を整備するよう要望する。

6 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。